

岡田 孝子Lの卓話を聞いて

子供の頃、毎日街角で見た紙芝居のお話しの様な波乱万丈の岡田Lの人生！
曾祖父は明治維新の時代アメリカに渡りサンフランシスコで暗殺される。そして倒幕に活躍した13歳から17歳の有意な青少年達7名はフランス文化勉強の為帆船で2か月かけ渡仏その一人が岡田Lの祖父でありリモージュの陶器会社（マリーアントワネットの系譜）で陶器の絵付けの勉強に励み陶器会社の社長の2番目のお嬢さんと結婚し帰国、京都に居をかまえました。フランス人として2番目の国際結婚だったそうです。岡田Lのお父様は近畿大学の創設者の一人で教鞭を執られていました。当然の事ながらハーフでした。

岡田Lも幼少の頃は青い目の色、高い鼻、髪の色の違いで「合の子」と言われ苛められたそうです。今はあまり使いませんがハーフの事を昔は「合の子」とか「混血」とか呼んでいました。登校時突然石を投げられたり、おそらく口でもからかわれたり筆舌に尽くしがたい悲しい子供時代だった事と斟酌されます。ご両親に相談しても悲しむだけ、誰にも相談出来ず自分でこの桎梏から逃れ、生きる目標として勉強にひたすら勤しむしかないと考え勉学に励みました。彼女の人生誠に残酷！小学4年生の時に父上が亡くなり、母上も心身ともに育てられる状態ではなく、ゆえ有って北海道の地に曾祖父のお皿1枚持参して貰われて行く人生となりました。妾の子、先妻の子が沢山雑居する自分のポジションも見つけれられないような過酷な家庭環境でした。

愛する母上に会いたい一心で勉強に励み、昼食代を貯めたりして爪に火を灯すような生活をして学費を貯め大学を卒業しましたが、4年在学中銀座東急でインフォメーションの仕事に木暮美千代（往年の大女優）に惚れ込まれ、ミス日本に出るよう誘われ小暮事務所に入り学生モデル1号になり、目出度く？スポンサーも付きましたが、方向転換し素人の道に戻り兄（東工大）と塾手伝い、家庭教師等など夕方から夜中まで働き無事、卒業し毎日新聞社に勤め、御茶ノ水で若き歯科医と遭遇結婚し6畳一間、ミカン箱一つの中で3人の子供さんを育み前途洋洋のなか、上の子供達が医大に入って良かったなという時に御主人が脳動脈瘤を発症手術するも元の主人には戻らないという悲劇に襲われます。ご主人の看病、高額な子供の学費、従業員の給料、建物の億の借金を抱えさらに、居眠り運転の車にぶつけられる自動車事故で肋骨を12本骨折、左半身は普通ではありません。死の影が漂ったようで、下の中学3年生の子供さんが「お母さん僕の為に生きてくれよ、お母さんが生きていて良かったと思う事を僕が沢山するから」と言ってくれたそうです。その一言で23年間必死に生きてきたそうです「人は言葉で生死を分かつ事がある」と思われたそうです。

現在岡田Lは（有）キャロル・代表取締役として14科の先生を抱え医療事業に携わりご活躍中です。

岡田Lの卓話を書いたもので誤りがあつたら御免なさい。

10数年前南甲倶楽部で校歌斉唱の際後方で素晴らしいソプラノが聞こえ振り向いた時に歌っていたのが岡田Lでした。私、南甲倶楽部はあまり熱心な会員ではありませんが彼女は東奔西走の活躍で光輝いていて内気な小生にとっては口をきけるような存在ではありませんでした。ご縁があつてライオンズクラブに入会されましたがまだ孤高の方でした。それが忘れもしない2013年1月30日5大学ライオンズクラブ合同新年会東京会館浜松町での各大学校歌斉唱の際、メシア（救世主）のごとく現れ中央大学の校歌斉唱を煌びやかな着物姿で凛々しくドスノ利いた声で演じてくれました。救世主とは大袈裟と思われるかもしれませんが、大越L以外は誰も前には出ませんので、大越L不在の時は旅行例会、合同例会等誠に他4校と比べると悲しい限りです。ライオンズクラブのお蔭で中山名誉会長を始め多くの諸先輩の知己を得、楽しい会に沢山参加させて頂きましたがこの時は本当に涙が出るほど嬉しかったです。爾来小生は岡田Lのファンになり南甲倶楽部の会員親睦委員長（昨年迄）時代は楽しい2月会に参加させて頂きました。今日のお話しをお聞きしてその芯強さ、心の優しさ誠に心に沁みました。

命短し恋せや乙女～これからも素敵な恋をして素敵な人生を送られることを心よりお祈りします。今後の岡田孝子Lの益々のご活躍を期待します。

2014年10月3日 L境

元最高裁判所判事

弁護士 須藤正彦先生（昭 41 法卒）のお話

平成 26 年 10 月 15 日、10 月第 2 例会に、ご来賓として須藤正彦先生をお迎えし、お話をいただきました。

当日の先生のお話をかいつまんでご報告します。

.....

私は、丸の内ライオンズクラブに長く在籍し、会長も務めた。本日、東京白門ライオンズクラブにうかがって、独自の歌を持っておられるのに驚き、たいへん感心している。

私は、最高裁判所判事を務めたが、在任中の様々な思いを、「弁護士から最高裁判所判事へー折り折りの思索」（株）商事法務刊）との書籍にしたためた。最高裁判所に対する私の思い、どのようなことを考えながら判事を務めていたのか、この書籍によりお知りいただけたらと思う。

また、中央大学法科大学院に依頼されて講演をする機会を得たが、その際の話の内容が、中央ロー・ジャーナル第 10 巻 3 号に「最高裁判所判事時代を回顧する」との題名で掲載されている。本日、その抜刷りを、皆さんの人数分には足りないが、何部か持参したので、お配りした。

平成 21 年暮れ、閣議の前日に電話があり、明日の閣議で最高裁判所判事に決まると伝えられ、就任することになった。最高裁判所判事は激務であり、前任者は亡くなられたこともあり、同僚からは、生きて帰ってこい、と励まされ、自身も、任期を全うできるかと不安を抱きながらの船出であった。

我が国の憲法は、三権分立制度を取り、国家権力を立法・行政・司法の三権に分属させている。これはモンテスキューの発案による制度で、権力を 1 権に集中させず、分属させて互いに監視するという制度である。最高裁判所は、司法として三権の一翼を担い、立法と行政（政府）を監視する役割を持つ。近隣諸国を見ても、三権分立がきちんと確立されて機能している国は多くない。私は、このような三権のひとつを担う最高裁に判事として関与しているとの意識をもって、仕事をしてきた。

その一例として、医薬品のインターネット販売を認めるかどうかの事件があった。

医薬品には医療用医薬品と一般用医薬品があり、後者は三類に別れる。そのうちの第一類は、副作用も強く、対面でない販売方法をとることにはリス

クがあるが、他方ネット上での販売ができるなら、離島などの住民が薬を購入しやすくなるという利点がある。これを楽天がネット上で販売しようとしたところ、厚生労働省がネット上での販売を規制する規則を作った。そのため、そのような規制が許されるのかが問題となった。

この事件が最高裁に係属したとき、最高裁としてどのような観点から判断するかというと、離島住民の利便性を取るのか、それとも副作用のリスクを避けること優先するのか、あるいは既存薬局を保護すべきか、といった政策的な観点から判断をするわけではない。

最高裁は、あくまで法解釈として、それが許されるか否かを判断する。行政機関である厚生労働省が、国民の権利を制限する規則を作ってよいのか。憲法では、国民には「営業の自由」が保障されていて、それを制限するには、国民の代表である国会の作った法律によらなくてはならない。それなのに、国民の権利を規制することを（選挙という）民意を反映しない行政機関（厚生労働省）にさせてよいのか、行政機関にそのような規制をする権限を与えることが、法規範に照らして許されるのか、という観点から、最高裁は判断をするのである。

この事件で、最高裁は、行政権に属する厚生労働省のしたことを、司法権として違法と判断し、厚生労働省がインターネット上での販売を規制することは許されない、という楽天の主張を認めた。司法権として、行政権をチェックする役割を果たすというのは、そういうことである。

私は、弁護士をする傍ら、30代のとき、論文を書いた。それが当時の戸田修三学長に認められ、博士号に値すると励まされ、高窪利一教授や渥美東洋教授の審査を受け、高木友之助学長のときに博士号をいただいた。最高裁判事に就任したのは、このことも寄与したと思っている。

所属した中央大学真法会の向江璋悦先生、稲葉修先生、塚本重頼先生や、水島廣雄先生ら、先輩方から多くのことを教わった。やせ蛙で、長生きはするまいと思っていたが、先輩、同級生、後輩ら中央大学の方々からの支援を得て、皆さんのお陰で今があると思う。貴重な経験を、何らかの形で、中央大学の皆さんにお返ししたいと思っている。

.....

須藤先生のお話をお聞きして（伊藤 尚 記）

伊藤は法学部の1年生のとき、司法試験受験を目指す中大生のための研究室である真法会研究室に入室し（なんと入室試験は20倍の難関でした。）、16年先輩であった研究室OBの須藤先生に初めてお会いしました。真法会では、創立者であり当時真法会会長であった向江璋悦先生以来、社会に出た

先輩が後輩を育て、指導する体制が脈々と引き継がれており、そしてその先輩たちからの後輩への面倒見は、一生を通じて続くといっても過言ではありません。当時、須藤先生は 30 歳代の気鋭の弁護士であり、研究室員の学生のための「学生指導委員」を務めておられたと記憶します。

学生を指導してくれる先輩たちは沢山いましたが、須藤先生は、第一線の弁護士でありつつ、研究者としての一面を持っておられて、やがてゴルフ会員権の法的性質について精緻な論文を書かれ、それが博士号の取得にもつながりました。その論文は、分厚い本になって出版されています。

その後、須藤先生は、司法試験に合格した司法修習生を教育する最高裁判所司法研修所の教官となられ、民事弁護教官室の上席教官を務められました。そのとき、伊藤は、たまたま司法研修所所付（民事弁護教官室の教官の合議資料や研修教材作りのお手伝いをする助手のような役回りです）を務めたが、10 人の教官を束ねて教官合議をリードする須藤先生の落ち着いた口ぶり、精密な理論、暖かな人柄、にこやかな笑顔は、とても印象的でした。

弁護士は、一件一件の案件を、日々解決しようと努力しておりますが、須藤先生のように、日本の法制度全般のなかで、法律家として三権の一翼を担う役割を自覚しつつ仕事をする、ということは、そうあることではありません。

そのようなお話を本日うかがいますと、初めてお会いした頃、若手の先輩であった須藤先生は、その後長い道のりを歩まれて最高裁判事という高みに立たれ（ほかにも日弁連綱紀委員長などの要職を歴任しておられます。）、我々後輩の仰ぎ見る大先輩として、いまも一線を歩み続けておられるということを感じさせられます。我々後輩も、このような先輩に続くべくさらに努力し、歩みを進めて行かなければ、と自覚を新たにしました次第です。須藤先生には、心から御礼を申し上げたいと思います。

……ところで、当日、須藤先生から皆さんにと、わざわざ「紫花豆」をいただきました。おいしかったですね！ 暖かなお人柄にも接しました。

以上